○第13次鳥獣保護管理事業計画策定のタイムテーブル

鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」）」第4条の規定により、都道府県知事は環境大臣が定める指針に従い、策定することが定められている。

令和2年10月	中央環境審議会自然環境部会へ基本指針について諮問
令和3年6月3日	自然共生推進課が各林務環境事務所への事前説明会開催
令和3年7月	各林務環境事務所が計画に関する市町村への説明会開催 ・鳥獣保護区の指定等に関する是非についての意見照会
令和3年9月30日	各林務環境事務所から自然共生推進課への提出締め切り ・計画素案の作成
令和3年10月26日	基本指針告示
令和3年12月17日	県環境保全審議会鳥獣部会の開催（第1回鳥獣部会） ・作成方針を審議
令和4年1月11日～1月20日	県環境保全審議会鳥獣部会委員へ照会（第2回鳥獣部会） ・作成方針を踏まえた素案に対する意見照会
令和4年2月14～2月27日	県パブコメの実施（県民意見提出制度実施要綱第3の1、第6の1） ・意見を反映等し、計画案を策定
令和4年3月4日	県環境保全審議会鳥獣部会の開催（第3回鳥獣部会） ・計画案を審議 ⇒部会で審議・調査した結果を審議会に報告する。
令和4年3月23日	県環境保全審議会の開催　（法第4条第4項　要件） ・部会での審議・調査結果について、審議し、議決する。
令和4年3月末	知事レク、庁議　（庁議等の設置及び運営に関する要綱第4条（1））
令和4年3月末	第13次鳥獣保護管理事業計画の決定 環境省報告（法4条5項　要件）、告示（法4条5項　努力義務）
令和4年4月	県、第13次鳥獣保護管理事業計画の施行